

令和5年3月1日

社会福祉法人心暖まる会 行動計画

(次世代育成法・女性活躍推進法)

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

【対策】

令和5年3月（継続して実施中） 有給休暇を半日取得できるように就業規則を変更する。

令和5年3月（継続して実施中） 有給休暇の就業規則変更について全職員へ周知する。

令和5年4月 半日有給休暇取得開始。

各年4月 運営会議を通じて有給休暇取得状況を共有する。

目標2：安心して産前産後休業や育児休業、介護休業を取得できるために、休業中の社会保険料免除等の制度について情報提供を行う。

【対策】

令和5年4月 法に基づく諸制度の調査

令和5年6月 制度に関する資料を作成し、職員へ制度と法人相談窓口の周知を図る

目標3：若者のインターンシップ等の就業体験機会の提供

【対策】

令和5年4月 インターンシップ受け入れ体制について検討

令和5年6月 インターンシップ受け入れ開始

令和5年8月 インターンシップ開催